

苫前町 耐震改修 促進計画

概要版

災害から人命を守り、災害に強い社会を目指して



災害用伝言ダイヤル

地震の際は、災害用伝言ダイヤルを活用しましょう。事前に確認しておきましょう。

- 電話・災害用伝言ダイヤル【171】 毎月1日と防災週間などに体験利用があります。
- パソコン・災害用ブロードバンド伝言板【web171】
- 携帯・PHS版災害用伝言板サービス

1. 想定地震と建築物被害評価

苫前町で起こる可能性のある地震想定による、震度・建物被害の紹介

想定地震.1

海溝型地震が主である北海道、中央防災会議の地震で最大震度となる地震：留萌沖地震

「北海道地域防災計画」及び「中央防災会議」では、北海道で起こりうる地震として「石狩地震」「北海道東部地震」「釧路北部地震」「日高中部地震」「留萌沖地震」「後志沖地震」「十勝沖・釧路沖の地震」「根室沖・釧路沖の地震」の8つの地震が想定されています。この中で苫前町において最大震度となるのは、「留萌沖地震」地震です。



想定地震.2

内陸活断層である地震調査研究推進本部の地震で最大震度となる地震：増毛山地東縁断層帯

「地震調査推進研究本部」では、北海道で起こりうる地震として「標津断層帯」「十勝平野断層帯」「富良野断層帯」「増毛山地東縁断層帯」「当別断層」「石狩低地東縁断層帯」「黒松内低地断層帯」「函館平野西縁断層帯」の8つの地震が想定されています。この中で苫前町において最大震度となるのは「増毛山地東縁断層帯」です。



想定地震.3

全国どこでも起こりうる直下の地震

● 想定地震-1 [マグニチュード8.2]

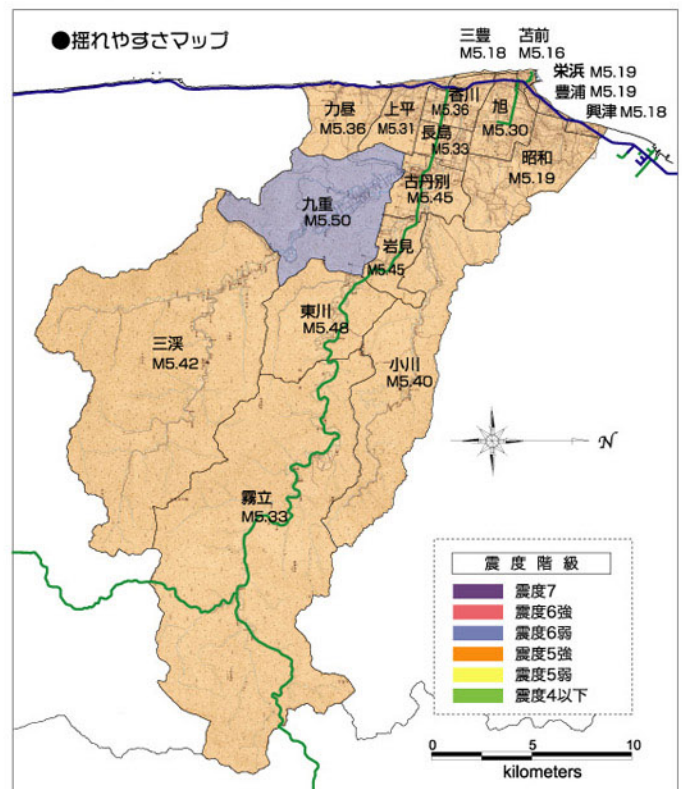
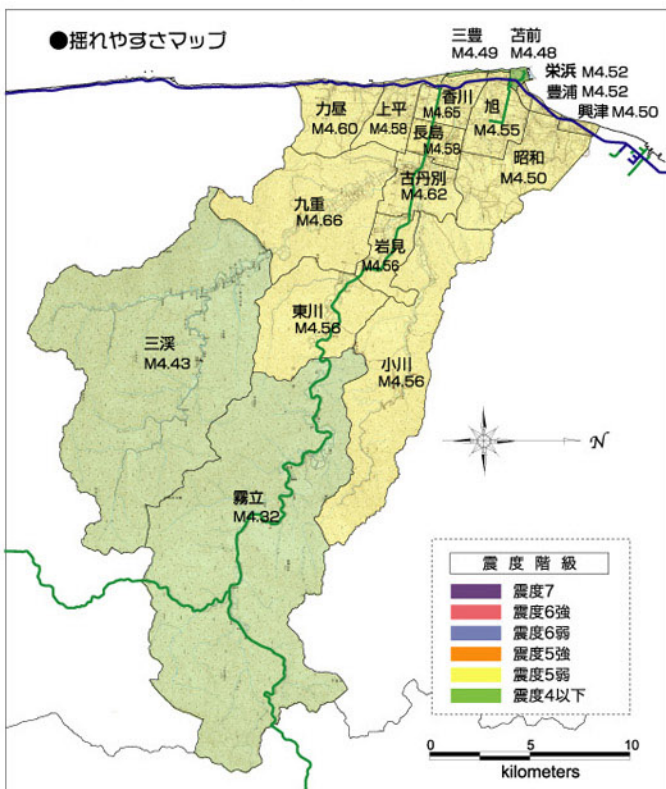
■ 留萌沖地震による震度分布

苫前町役場周辺想定震度は、マグニチュード4.5と推計されています。

● 想定地震-2 [マグニチュード7.8]

■ 増毛山地東縁断層帯地震による震度分布

苫前町役場周辺想定震度は、マグニチュード5.30と推計されています。



■ 耐震化の現状揺れやすさ

「揺れやすさ」とは、地域に考えられる想定地震を設定し、評価する地域単位毎にまとめた地盤情報などを基にして、計算された地震の揺れの大きさの分布（震度分布）を表すものです。ここでは字界を表示単位として震度を示すマップを作成しています。

■ 耐震化の現状建築物被害評価

3つの想定地震の内、留萌沖の地震及び増毛山東縁断層帯による想定地震の建築物の被害が少ないことから、全国どこでも起こりうる直下の地震による建築物の被害を検討します。

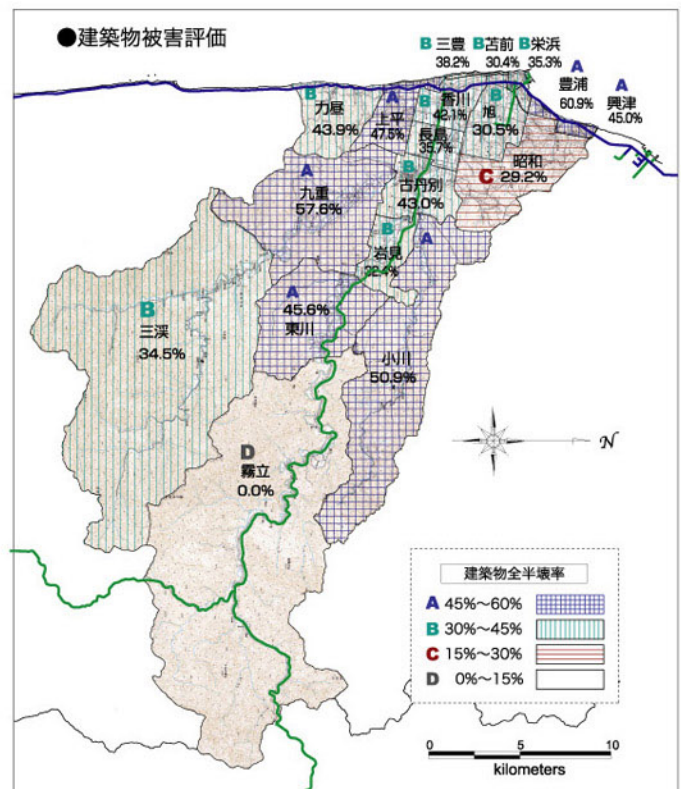
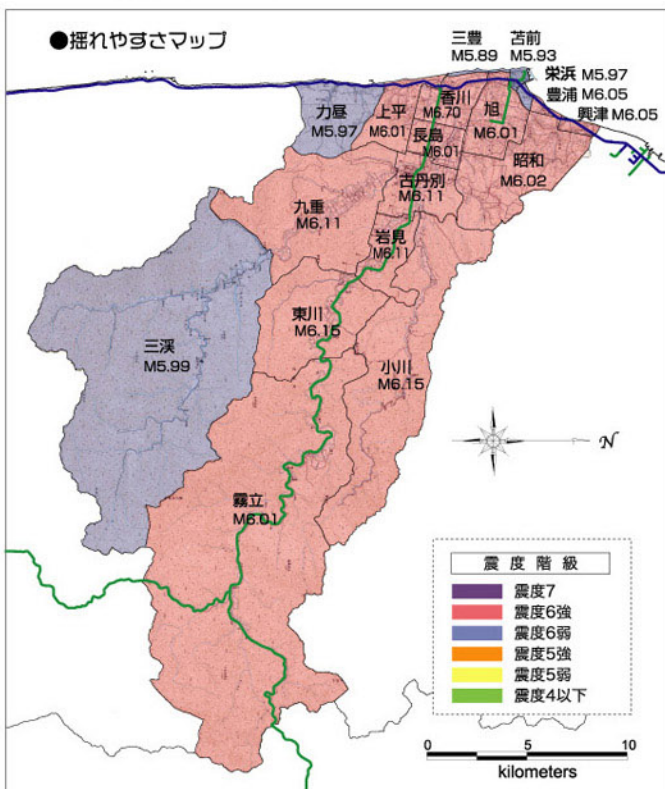
全半壊率が全町平均39.2%となり、全壊率が10.6%、半壊率が28.6%となります。地区別では、豊浦、九重、小川の順に高くなっており、構造別では、非木造建築物の全半壊数は30.6戸で、全半壊率は、7.7%に対して、木造建築物の全半壊数が914.6戸で、木造建築物の全半壊率が45.4%と極めて高くなります。昭和56年以前の木造建築物が1469棟-60.9%を占めているためと考えられます。

● 想定地震-3 [マグニチュード6.9]

■ 全国どこでも起こりうる直下の地震による震度分布
 苫前町役場周辺想定震度は、マグニチュード6.01と推計されています。

● 建築物被害評価

■ 全国どこでも起こりうる直下の地震による
 建築物被害評価



2. 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

■ 耐震化の現状

住宅ストックの耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」の考え方をもとに推計します。同計画では、昭和57年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和56年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

苫前町の住宅の耐震化を推計した結果、耐震性を満たす住宅は56%、耐震性が不十分な住宅は44%となっています。

■ 耐震化の目標

平成7年の阪神・淡路大震災における人的被害の9割が住宅や建築物の倒壊に起因するものでした。町民の安全、安心を確保する観点などから、地震被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題です。そこで、想定地震による町内の建築物被害を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国及び北海道の目標に基づき、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とします。

目標の耐震化率を9割とするためには、耐震性が不十分な住宅の除去・建替・新築・耐震改修等を進めることが求められます。そのため、新たな住宅需要の掘り起こしやリフォームにあわせた耐震改修を進める施策及び誘導が必要となっています。

■ 耐震化率目標の考え方

| | | 現況 耐震化率推計 | 減災目標 | H27 耐震化率目標 |
|-----|---------|--------------|--------------------------|---------------|
| 国 | 住宅 | 75% | 東海地震等の 死者数等の半減 | 90% |
| | 多数利用建築物 | 75% | | |
| 道 | 住宅 | 76% | 道内想定地震 による建物被 害の半減 | 90% |
| | 多数利用建築物 | 78% | | |
| 苫前町 | 住宅 | 56% | 最大想定地震 による建物被 害の半減 | 90% |
| | 多数利用建築物 | 35% | | |

■ 耐震診断の必要な特定公共建築物

| | 施設名称 | 所在地 | 建設年度 | 延床面積(m ²) |
|-----------|-----------|-----|-------|-----------------------|
| S56 以前 | 苫前小学校校舎 | 苫前 | 昭和47年 | 1,826.00 |
| | 苫前小学校体育館 | 苫前 | 昭和47年 | 622.00 |
| | 古丹別小学校校舎 | 古丹別 | 昭和44年 | 2,285.00 |
| | 古丹別小学校体育館 | 古丹別 | 昭和44年 | 688.00 |
| | 苫前町役場庁舎 | 旭 | 昭和56年 | 2,998.00 |

3. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

| 基本方針 | 施策(北海道) | 施策内容(苫前町) |
|--|--|--|
| <p>1</p> <p>安心して耐震診断改修が行える環境整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備 <input type="checkbox"/> 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実 <input type="checkbox"/> 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援 <input type="checkbox"/> 住宅売買時における耐震化の促進 <input type="checkbox"/> 地震時に通行を確保すべき道路の指定 <input type="checkbox"/> 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 相談窓口の開設・相談員の育成 <input type="checkbox"/> 耐震診断等技術者情報提供、地震防災対策に関する普及啓発 <input type="checkbox"/> 戸建て住宅を対象とした無料耐震診断窓口の開設 <input type="checkbox"/> 住宅を対象とした所得税控除とあわせた耐震改修に係わる助成制度の開設の検討 <input type="checkbox"/> 住宅売買時における耐震化に関する情報の説明の徹底及び耐震改修の促進 <input type="checkbox"/> 地震による建築物等の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないよう通行を確保すべき道路の指定 <input type="checkbox"/> ブロック塀の安全対策、ガラス・天井の落下防止対策、EVの閉じ込め防止対策等、地震時の総合的な建築物の安全対策の推進 |
| <p>2</p> <p>住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及</p> | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地震防災マップの作成・公表 <input type="checkbox"/> 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布 <input type="checkbox"/> 一般セミナー等の開催 <input type="checkbox"/> 町内会等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 所有者意識の啓発を図るための地震防災マップの作成・公表 <input type="checkbox"/> 住宅所有者向けに我が家の耐震診断手法や耐震診断構法などを解説した普及啓発パンフレットの配布 <input type="checkbox"/> 性能向上リフォームの普及とあわせた一般向けリフォームセミナーの案内 <input type="checkbox"/> 地震防災マップやパンフレット等の活用による町内会等地域単位での地域防災対策の啓発・普及活動支援 |
| <p>3</p> <p>耐震診断・改修を担う人材の技術力の向上</p> | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 耐震改修構法や地震防災対策の研究・技術開発の推進 <input type="checkbox"/> 性能向上リフォームの推進 <input type="checkbox"/> 耐震診断・改修技術等講習会の開催 <input type="checkbox"/> 地震対策推進協議会」との連携 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地震防災マップやパンフレット等の活用による町内会等地域単位での地域防災対策の啓発・普及活動支援 <input type="checkbox"/> 新たな耐震改修構法や地震防災対策の紹介 <input type="checkbox"/> 耐震診断講習会の案内 <input type="checkbox"/> 性能向上リフォーム講習会の案内 <input type="checkbox"/> 耐震診断、改修技術講習会受講技術者の紹介 <input type="checkbox"/> 地元リフォーム関連団体への普及啓発 |

4. 性能向上リフォームの推進

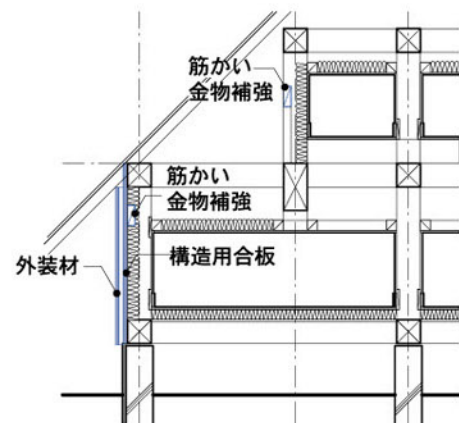
■ 性能向上リフォームの推進

住宅は、安全安心に暮らす、暖かく暮らす、高齢になっても暮らし続けられることが基本です。

地震などの自然災害時の被害を少なくする、地球温暖化を防止する、少子高齢者に対応するといった社会的課題からも「耐震化」「断熱化」「高齢化対応」の3つの性能を確保していくことが重要です。特に耐震性能については、大地震時に人命や財産を守る必要から、その向上は緊急を要します。この耐震改修の時期が性能改修を行うタイミングとなり、既存の古い住宅でも改修によってこれらの性能を向上させることができます。愛着のある家を取り壊さなくても高性能住宅に生まれ変わり快適に住み続けることが可能になります。同時に性能改修を行うことにより、費用と手間を省くことができ合理的な性能改修となります。

■ 耐震化

地震の多い日本では、過去に幾度となく大きな被害を受け、住民の生命、財産を脅かされました。このことに対処するため建物の地震に対する強度の基準が一定以上必要になります。特に、昭和56年以前の住宅では当時の基準が低かったため、強度が不足しているものが多いことが予想され、耐震化が急がれます。目標性能は、現行の建築基準法に定める新耐震基準と同じ性能で、あるいは耐震診断で大地震に対して建築物が倒壊しないこととします。そのため、現在の住宅の耐震診断を行い、必要な耐力が得られるよう筋交いや合板、金物で補強することが求められます。



■ 耐震性と断熱性を一緒に向上させる工法 (性能向上リフォームマニュアル～北海道立北方建築総合研究所)

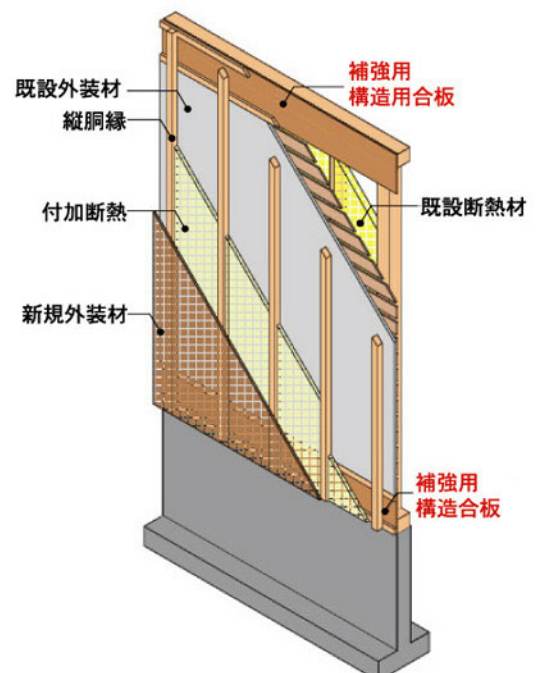
本改修工法は、断熱性能を向上させながら柱梁接合部を補強し、さらに、既存のモルタル外装を利用して耐震性能を高めることのできる工法です。

モルタル外装は全国的にも多く施工されていますが、道内において建設が盛んであった当時は断熱・気密施工技術が未成熟であったため、ラスを止めるステーブル等が劣化し、地震発生の際に、モルタルのひび割れや剥離・剥落といった被害が報告されています。また、モルタル外壁で断熱改修が必要と思われる住宅は、その建設年代から判断して耐震改修も必要と思われる場合が多く、断熱改修と耐震改修を同時に実施することが合理的で経済的です。

■ 【特徴】

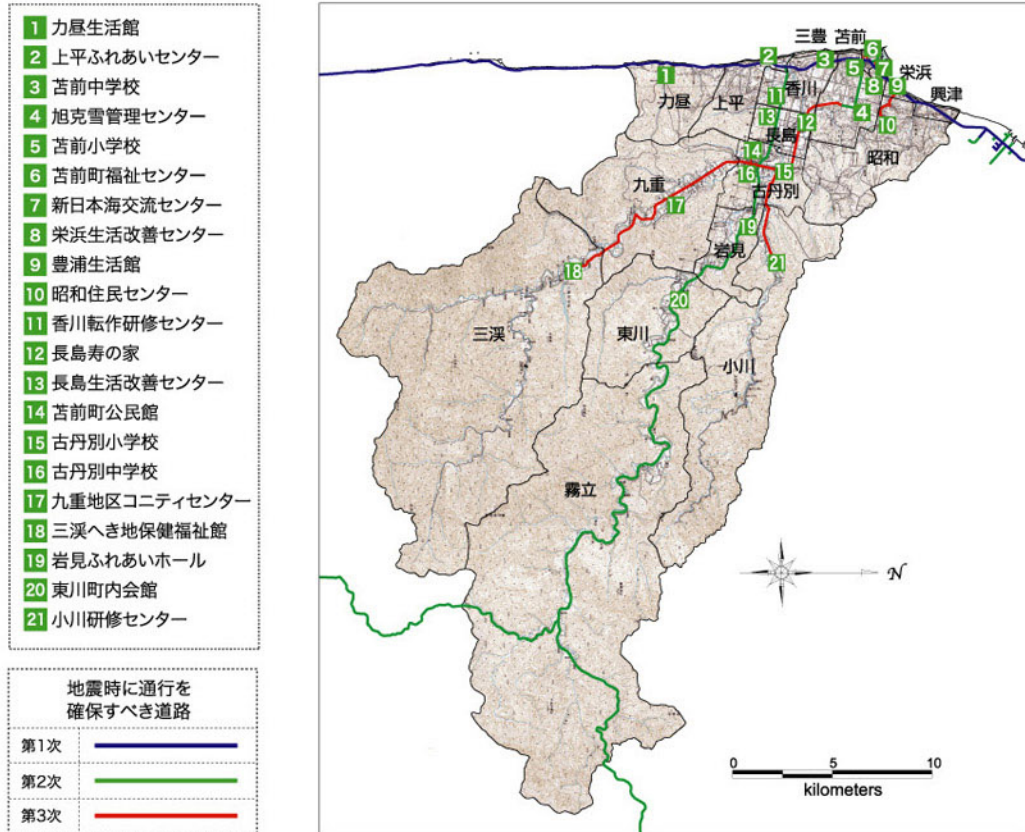
- ① 既存の面材の残存耐力を活用して、施工手順・加工手順・廃材を最小限に抑えた工法です。
- ② 地域の一般工務店でもすぐに施工可能で、特殊な断面の部材・材料を使用しないことにより、コストが抑えられます。
- ③ 外張り断熱工法と併用して、断熱性能を高めることができます。

耐震・付加断熱工法



■ 地震時に通行を確保すべき道路と避難施設

北海道緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた第1次、第2次、緊急輸送道路の他に、苫前町では、地域における避難路等、市街地内の道路など重要性や必要性を勘案し、地震時に通行を確保すべき道路を定めています。



■ 耐震改修税制の概要・住宅に係る耐震改修促進税制

[固定資産税]

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税(120㎡相当部分まで)の税額を以下の通り減額します。

| 耐震改修工事の完了期間 | 減額措置の内容 | |
|-------------|---------|---------------------|
| 平成22年～24年 | 2年間 | 左記の期間、固定資産税額を1/2に減額 |
| 平成25年～27年 | 1年間 | |

主な要件

- 〈既存住宅の要件〉 ① 昭和57年1月1日以前からの所在する住宅であること
- 〈耐震改修の要件〉 ② 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
③ 耐震改修に係る費用が30万円以上であること
- 〈その他〉 ④ 耐震改修工事完了3ヶ月以内に、市区町村へ証明書等の必要書類を添付して申告すること

- 対象区域の限定はありません。
- 法人所有の住宅を耐震改修した場合にも適用になります。
- 証明書は、地方公共団体、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかに発行を依頼してください。

相談窓口・無料耐震診断の紹介

耐震診断・耐震改修に関する相談や情報提供などを行います。

現時点で、北海道の無料耐震診断、耐震改修した場合の
固定資産税の減額制度等の支援策があります。

町の相談窓口へ、お問い合わせください。

■ 耐震診断・耐震改修の相談窓口 ■

苫前町役場・・・電話：0164-64-2315

戸建て住宅の無料耐震診断(北海道留萌振興局)

| | |
|------------|--|
| 対象住宅 | <ul style="list-style-type: none">●2階建て以下で延べ床面積が500㎡以下の木造戸建て住宅であること。●申請者が当該戸建て住宅を所有又は居住していること。●建築年次は問いません。 |
| 診断方法 | <ul style="list-style-type: none">●財団法人日本建築防災協会の診断ソフト(一般診断法)を使用します。●現地調査は行いません。住宅の状況については図面と申請者からの申告により判断します。 |
| 耐震 診断窓口 | <ul style="list-style-type: none">●留萌建設局 留萌建設管理部 建設指導課において、原則として毎月1回 第一月曜日に窓口を開設します。●診断結果がでるまでには1週間程度かかります。 |
| 申し込み 方法 | <ul style="list-style-type: none">●事前に申請書による申し込みが必要ですので、役場建設課建築係まで ご連絡ください(申請書をお渡します)。 |

大地震の時の心得

大地震発生時に適切な処置をとれるよう、実行して欲しいことを標語にしました。

1. 丈夫な机、テーブル等に身を隠そう
2. あわてて戸外へとび出さな
3. 狭い路地、塀のわき、崖ふちをさげよう
4. 揺れがおさまったら火の始末
5. 1分過ぎたらまず安心
6. 人命救助にも消火が第一
7. 山地では山くずれ、傾斜地では崖くずれ
8. 海岸では津波、低地では浸水
9. 確実な情報に従い、余震をおそれるな
10. われがちの行動は混乱のもと